

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

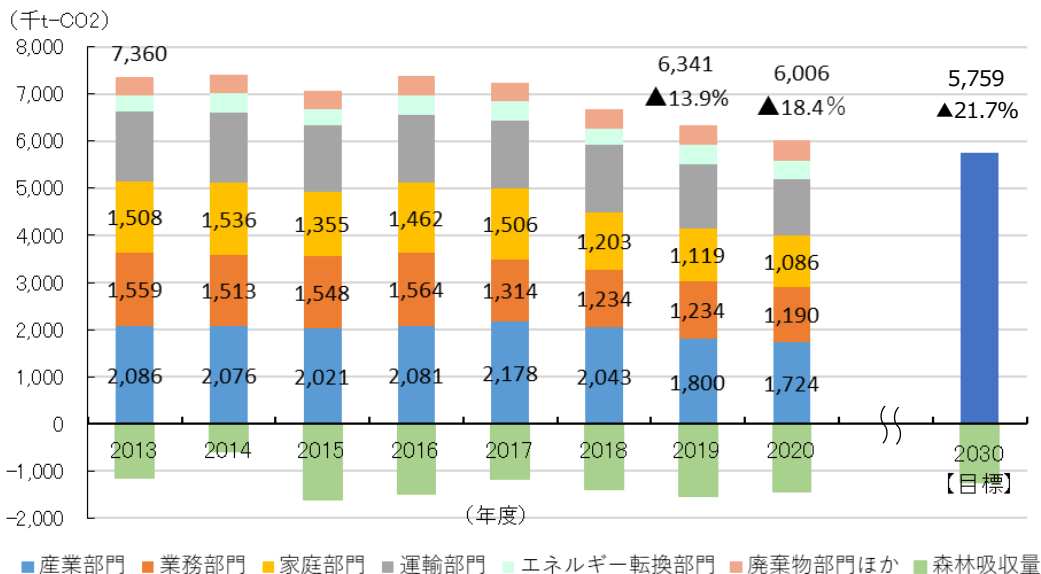
基本情報	
地方公共団体名	島根県
事業計画名	しまね脱炭素加速化事業
事業計画の期間	令和6年度～令和10年度まで（5年間）

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

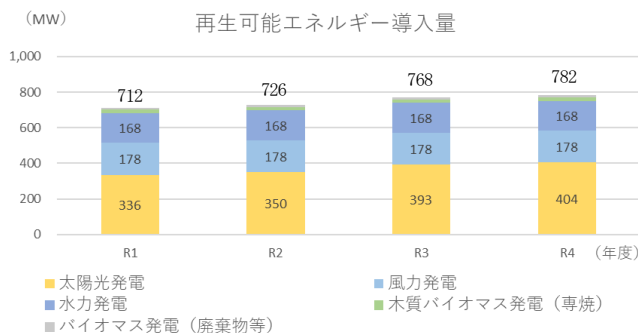
<温室効果ガス排出状況>

- ・2020（令和2）年度の県内温室効果ガス排出量は6,006千t-CO₂で、基準年度の2013年度と比べ18.4%の減少となっている。森林吸収量は、2020（令和2）年度は1,437千t-CO₂で、実質排出量は4,569千t-CO₂となり、2013年度の排出量比で37.9%の減少となっている。
- ・また、温室効果ガス排出量のうち、9割以上をエネルギー起源のCO₂が占め、部門別では、産業部門が28.7%、業務部門が19.8%、家庭部門が18.1%、運輸部門が19.8%となっている。
- ・今後、同様に推移すると仮定すると、「島根県環境総合計画（地球温暖化対策の推進）」（令和3年3月策定）の2030年度目標である21.7%削減を前倒しで達成する見込みであり、森林吸収量を含めると、国の目標（▲46%）に近づくよううかがえるが、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の目標を達成するためには、さらに取組を加速させる必要がある。



<再生可能エネルギー導入状況>

- ・「島根県再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」（令和3年3月改定）に基づき温暖化対策と地域振興につながる再生可能エネルギーの導入を進めている。
- ・2022（令和4）年度末の再生可能エネルギー導入量は782MW、発電量は1,631百万kWhであり、県内消費量に対する再生可能エネルギーの発電割合が32.5%となっている。



項目	R 4
再生可能エネルギー発電量 A	1,631
県内電力消費量 B	5,023
A/B	32.5%

＜地域の課題＞

【中小企業・小規模企業を取り巻く課題】

- ・ 県内の経済と雇用の中心的な担い手である中小企業の割合は 99.9%（全国平均は 99.7%）で、従業者数についても 91.3%（全国平均は 69.7%）を占めている。さらに、小規模企業の割合は 86.2%（全国平均 84.5%）で、従業者数については 33.4%（全国平均は 20.5%）となっており、全国と比べ中小企業、特に小規模企業の割合が高くなっている。
- ・ また、県内企業の労働生産性についても、県内の一企業当たりの付加価値額は、全国平均よりも約 4,500 万円低くなっていることから（従業員一人当たりの付加価値額は、全国平均値よりも約 170 万円低い）、県内中小企業においては、企業の競争力を維持、強化しながら温室効果ガス排出削減（脱炭素）に向けて取り組むことが重要である。
- ・ 県内の中小企業の多くが、脱炭素に取り組む上で、「何から取り組めばよいか分からない」、「施設等導入時の資金調達が難しい」、「取組を推進する人材が不足」などの課題も有している。
- ・ そうした状況もあり、特に産業部門の温室効果ガス排出量は 1,724 千 t-CO₂ で、削減率は、基準年比で▲17.3%に留まっている（国は▲23.3%）。

【住生活や住生活産業を取り巻く課題】

- ・ 家庭部門の温室効果ガス排出量は 1,086 千 t-CO₂ で、全体に占める割合は 18.1%となり、国（14.4%）より高く、県民一人当たりの CO₂ 排出量は 1.67 t/年で全国平均（1.32 t/年、全国 9 位）と比べて多い。これは、集合住宅よりも排出量が多い一戸建ての割合が高いこと（全国 15 位）や、1 住宅当たりの延床面積が広いこと（全国 7 位）、高齢者世帯が多いため在宅での冷暖房の利用時間が長いことなどの要因が考えられる。
- ・ また、1 世帯（二人以上の世帯）当たりの電気使用量（全国 4 位）や電気代支出金額（全国 3 位）が多いことから、本県においては、家庭のエネルギー消費量の削減は重要な課題である。
- ・ 家庭のエネルギー消費の約 30%を占める冷暖房エネルギーを少なくするためには、機器の使い方や省エネ性能の高い機器選択と並んで、住宅そのものを省エネ住宅（断熱性能等が優れている住宅）にすることで、大きな効果を得ることができる。
- ・ 県では、第 4 次島根県住生活基本計画において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの推進を基本施策の一つに掲げ、住宅の断熱化や二重サッシ・複層ガラスの設置などを推進しているが、7 割以上の住宅で設置されていない状況にある。
- ・ さらに、新築住宅の ZEH 基準化率は 31.6%（全国平均 47.2%、全国 45 位）、ZEH 化率は 17.4%（全国平均 33%、全国 46 位）に留まっており、省エネ住宅の普及が進んでいない状況となっている。ZEH 基準化率や ZEH 化率が低い要因の一つに、施主に対して省エネ住宅導入を積極的に働きかけている工務店が少ないという現状があり、省エネ住宅普及に向けた担い手である地元工務店の育成が課題である。
- ・ 家庭におけるエネルギー使用量の効果的な削減を図るために、新築住宅の建築時やリフォーム改修時における断熱性能向上等の実施を促す必要があり、メリット等を効果的に情報発信することにより県民の行動変容を促すことも重要である。

【循環型林業の推進に向けた課題】

- ・ 島根県は、森林率が全国 4 位の森林県であり、森林整備や木材利用促進により循環型林業を推進している。利用（主伐）期を迎えた人工林（スギやヒノキ）面積が拡大していることから、木材利用を促進し「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の推進により、森林を若返らせ、森林による CO₂ 吸収効果を維持・増大させることも重要となっている。
- ・ 一方で、県産木材製品の県内向け出荷量は 2.4 万 m³（H30）で、このうち約 7 割は住宅用資材が占めている。県内の新設住宅着工数は横ばいで推移し、そのうち木造家屋が占める割合（木造率）も 7～8 割と高水準で安定しているが、大手住宅メーカーの県内進出等により県内向け出荷量は減少している。
- ・ 県内の主な出荷先である工務店や建築士にとって、県内製材工場の生産する木材製品の品目や品質等に関する情報が少なく、県産木材製品の調達をあきらめる場合や製材工場が工務店の求める品質・規格・量に対応できない場合があるなど、県産木材製品を積極的に使用できるような関係づくりができてこなかったことが原因の一つとして考えられる。
- ・ そのため、県では県産木材を積極的に使用する工務店や建築士を支援するとともに、県産木材を納材する製材工場とのグループ化を促すことで、県産木材の安定的な供給体制の構築を目指しており、県産木材を積極的に使用した住宅の更なる普及拡大に向けた取組が重要である。

【県内市町村での脱炭素ドミノに向けた課題】

- ・ 県内市町村においては、人口規模が小さい自治体が多く、予算や人的なリソースに限りがある状況下で、脱炭素化に向けた取組を展開出来ていない自治体も多いが、そうした中でも、脱炭素先行地域に1市1町が、重点対策加速化事業に1市1町が選定されるなど、県内市町村での横展開が期待される先進的な取組が進められている。
- ・ そのため、県内の先進的な取組やノウハウ等を県主導により市町村へ共有するとともに、ハード面においても面的な支援を通じて市町村の取組の後押しを図ることが重要となっている。

<2030 年度までに目指す地域脱炭素の姿>

- ・ 知事は、2020（令和2）年11月18日、島根県議会において、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を長期的な目標に掲げ、今後追加される国の施策を活用しながら取組を進めることを表明している。
- ・ 翌年（令和3年）3月には、「豊かな環境の保全と活用により、笑顔で暮らせる島根を目指す」ことを基本理念とした島根県環境総合計画を策定し、脱炭素社会などの実現に向けた取組を更に進めるとともに、それを地域づくりにもつなげ、豊かな自然と調和した島根の暮らしを将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指している。
- ・ 各部門における今後の方向性は次のとおり

【産業、業務部門】

- ・ 産業部門のエネルギー消費量の約75%は製造業であり、製造業のCO2排出量の約96%は特定事業者（エネルギー消費量が多く、省エネに向けた法的義務あり）が占めている。
- ・ 業務部門は、業種によって施設の規模や設備が多様であることから、施設の特徴に応じた省エネルギー対策が必要である。
- ・ 中小企業は、再エネ・省エネ設備の初期投資の負担、脱炭素の取組に関する知識を有する人材の不足が課題であることから、エネルギーの効率利用に加え、高効率省エネ設備や太陽光発電設備等のハード面と企業が取り組むべき行動を分かりやすく提示するなどのソフト面の支援を拡充し、中小企業の競争力を維持、強化しながら温暖化対策の取組を働きかけていく。

【家庭部門】

- ・ 一戸建ての割合が高い島根県の家庭部門においては、エネルギー使用量の効果的な削減を図るために、新築住宅の建設時やリフォーム改修時における断熱性能向上等を促す必要がある。
- ・ そのため、ZEH、ZEH+住宅や断熱改修の普及、省エネ設備等の導入促進を図っていく。

【運輸部門】

- ・ 各地域の実情も踏まえながら、公共交通機関の利用促進や電気自動車等の次世代自動車の普及促進を図っていく。

【再生可能エネルギーの導入促進】

- ・ 県民、事業者、市町村等と一体となって地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入を促進する。
- ・ また、地域資源を有効に活用し、地域に働く場や活力を生み出しながら、地域活性化の好循環につなげる。
- ・ さらに、エネルギーについて学習する機会を広く提供し、県民の意識を高めるとともに、非常時のエネルギー確保による地域防災力の強化を図るなど、地域の住民が安心して暮らせることを目指す。

【吸収源対策】

- ・ 島根県は、森林率が全国4位の森林県であり、吸収源対策は森林の多い本県の強みと言える。（2020年度の吸収量は、2013年度の排出量の19.5%に相当）
- ・ 森林整備や木材利用促進により循環型林業を推進し、温暖化対策と産業や地域の活性化を同時に図っていく。

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

- ・ 島根県環境総合計画（令和3年3月策定）の地球温暖化対策の推進（事務事業編、区域施策編）について、地球温暖化対策計画の改定による国の削減目標を踏まえ、令和6年度に改定を行う。

改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定状況等				
事務事業編	状況		改定時期	
		改正温対法に基づく改定済		
	○	改定中		令和7年3月改定予定
	最新の事務事業編のリンク先（HPに公表していない場合は別紙参考資料として提出し、改正温対法に基づく改定済であることが分かる箇所（ページ数等）をご教示ください。） https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/sougoukeikaku.html			
区域施策編	状況		改定時期	
		改正温対法に基づく策定・改定済		
	○	策定・改定中		令和7年3月改定予定
	最新の区域施策編のリンク先（HPに公表していない場合は別紙参考資料として提出し、改正温対法に基づく改定済であることが分かる箇所（ページ数等）をご教示ください。） https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/sougoukeikaku.html			

【事務事業編】

島根県環境総合計画（環境にやさしい率先実行計画）（令和7年3月改定予定）

計画期間：令和3年度から令和12年度まで（令和7年3月改定予定）

削減目標：国の削減目標を踏まえ、令和12年度に2013年度比で50%以上の削減目標を設定する予定

取組概要：政府実行計画に準じて、電気使用量、庁舎等の燃料使用量、公用車の燃料使用量、用紙使用量、上水道使用量削減に加え、以下の個別措置についても改定を行うことを予定

改定スケジュール：令和6年3月に目標値等について関係課と協議

令和6年8月に改定案の庁内説明完了

令和6年10月にパブコメの実施

令和7年2月に県議会（常任委員会）へ報告

令和7年3月に改定

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備を設置	・ 太陽光発電設備を最大限導入する。
公共施設の省エネルギー対策の徹底	・ 公共建築物の建築時のZEB化を検討する。
電動車の導入	・ 代替可能な電動車がないなど、支障がある場合を除き、新規・更新する公用車は、電動車の導入に努める。
LED照明の導入	・ LED照明への切り替えに最大限取り組む。
再エネ電力調達の推進	・ 再エネ電力への切り替えに最大限取り組む。

【区域施策編】

島根県環境総合計画（地球温暖化対策の推進）（令和7年3月改定予定）

計画期間：令和3年度から令和12年度まで（令和7年3月改定予定）

削減目標：国の削減目標を踏まえ、令和12年度に2013年度比でグロスネット方式で46%以上の削減目標を設定する予定

改定スケジュール：令和6年3月に目標値の検討・試算

令和6年5月に島根県環境審議会へ諮問

令和6年8月にしまねエコライフ推進会議（温対法40条）から意見聴取

令和6年8月に島根県環境審議会（第1回検討部会）の開催

令和6年10月にパブコメ及び県内市町村意見照会の実施

令和6年12月に島根県環境審議会（第2回検討部会）の開催

令和6年12月に島根県環境審議会から答申

令和6年12月に県議会（常任委員会）へ報告

令和7年2月にしまねエコライフ推進会議（温対法40条）へ報告

令和7年3月に改定

＜異なる目標水準の設定をしている部門について＞

- ・2030年度の温室効果ガスの排出量は、BAU推計を行った上で、次の削減見込量を踏まえ削減目標を設定する。

国と協調して進める省エネ施策実施分

島根の地域資源を活かした再エネ導入促進分

電気事業者の再エネ導入等による電力排出係数低減分

- ・なお、削減見込量は県の社会的条件（地球温暖化対策計画において技術確立が前提で削減見込みが示されているものや電力排出係数の低減など）に応じて算出することとしている。

＜各部門における削減取組について＞

部門	取組・目標
産業部門	・省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 ・太陽光発電設備等の導入促進 等
業務その他部門	・省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 ・太陽光発電設備等の導入促進 等
家庭部門	・省エネ住宅の普及促進（ZEH、ZEH+住宅や断熱改修） ・省エネ設備等の導入促進 等
運輸部門	・公共交通機関の利用促進 ・電気自動車等の次世代自動車の普及促進 等

※上記の取組・目標を記載する予定

(3) 地方公共団体実行計画における位置付け

- ・現在、県単独補助事業において、製造業者向けの太陽光発電設備（自家消費）補助及び市町村と連携した住宅用太陽光発電設備（FIT認定要）の補助を実施している。
- ・今回、本事業を活用し、産業部門及び業務その他部門を対象とした太陽光発電設備（自家消費）及び高効率省エネ設備補助を、家庭部門を対象とした省エネ住宅（ZEH、ZEH+）補助を実施し、削減取組を加速させるとともに、得られる設備導入の効果（5.8千t-CO₂）を踏まえた、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を令和7年3月改定予定の島根県環境総合計画において設定する。
- ・加えて、本事業により得られる再エネ導入量（6.7MW）を踏まえた、2030年度の再エネ導入量目標も島根県環境総合計画において設定する。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 事業の規模・内容・効率性

規模・内容・効率性	
①温室効果ガス排出量の削減目標 (トン-CO2削減/年)	5,834 トン-CO2削減/年
②再生可能エネルギー導入目標 (kW)	6,700kW
(内訳)	
・太陽光発電設備	6,700kW
・風力発電設備	
・地熱発電設備	
・中小水力発電設備	
・バイオマス発電設備	
③事業費 (千円)	1,811,680 千円
(うち交付対象事業費)	1,811,680 千円
④交付限度額 (千円)	999,693 千円
(内訳)	
直接事業	49,950 千円
間接事業	949,743 千円
⑤交付金の費用効率性 (千円/トン-CO2) (交付対象事業費を累積の温室効果ガス排出量の削減目標で除す)	18 千円/トン-CO2

<申請事業>

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和6年度	太陽光発電設備の民間向け間接事業	15	450kW	22,500
	蓄電設備の民間向け間接事業	12	120kWh	6,360
	太陽光発電設備の個人向け間接事業	20	100kW	7,000
	蓄電設備の個人向け間接事業	20	100kWh	4,700
令和7年度	太陽光発電設備の民間向け間接事業	30	900kW	45,000
	蓄電設備の民間向け間接事業	24	240kWh	12,720
	太陽光発電設備の個人向け間接事業	30	150kW	10,500
	蓄電設備の個人向け間接事業	30	150kWh	7,050
令和8年度	太陽光発電設備の民間向け間接事業	47	1,410kW	70,500
	蓄電設備の民間向け間接事業	37	370kWh	19,610
	太陽光発電設備の個人向け間接事業	40	200kW	14,000
	蓄電設備の個人向け間接事業	40	200kWh	9,400
令和9年度	太陽光発電設備の民間向け間接事業	48	1,440kW	72,000
	蓄電設備の民間向け間接事業	39	390kWh	20,670
	太陽光発電設備の個人向け間接事業	50	250kW	17,500
	蓄電設備の個人向け間接事業	50	250kWh	11,750
令和10年度	太陽光発電設備の民間向け間接事業	50	1,500kW	75,000
	蓄電設備の民間向け間接事業	40	400kWh	21,200
	太陽光発電設備の個人向け間接事業	60	300kW	21,000
	蓄電設備の個人向け間接事業	60	300kWh	14,100
合計	太陽光発電設備の民間向け間接事業	190	5,700kW	285,000
	蓄電設備の民間向け間接事業	152	1,520kWh	80,560
	太陽光発電設備の個人向け間接事業	200	1,000kW	70,000
	蓄電設備の個人向け間接事業	200	1,000kWh	47,000

ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導		実施する	
年度	事業概要	事業量 (数量)	交付限度額 (千円)
令和 7 年度	業務用高効率空調設備補助	55	38,500
	業務用高効率換気設備補助	1	900
	業務用高効率給湯設備補助	1	900
	業務用コージェネレーションシステム補助	1	433
	業務用高効率照明機器補助	42	29,400
令和 8 年度	業務用高効率空調設備補助	55	38,500
	業務用高効率換気設備補助	1	900
	業務用高効率給湯設備補助	1	900
	業務用コージェネレーションシステム補助	1	433
	業務用高効率照明機器補助	42	29,400
令和 9 年度	業務用高効率空調設備補助	55	38,500
	業務用高効率換気設備補助	1	900
	業務用高効率給湯設備補助	1	900
	業務用コージェネレーションシステム補助	1	434
	業務用高効率照明機器補助	41	28,700
令和 10 年度	業務用高効率空調設備補助	54	37,800
	業務用高効率換気設備補助	1	900
	業務用高効率給湯設備補助	1	900
	業務用コージェネレーションシステム補助	1	433
	業務用高効率照明機器補助	41	28,700
合計	業務用高効率空調設備補助	219	153,300
	業務用高効率換気設備補助	4	3,600
	業務用高効率給湯設備補助	4	3,600
	業務用コージェネレーションシステム補助	4	1,733
	業務用高効率照明機器補助	166	116,200

エ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上		実施する	
年度	事業概要	事業量 (数量)	交付限度額 (千円)
令和 6 年度	県民の ZEH 住宅整備への補助事業	10	5,500
	県民の ZEH+住宅整備への補助事業	10	10,000
令和 7 年度	県民の ZEH 住宅整備への補助事業	10	5,500
	県民の ZEH+住宅整備への補助事業	20	20,000
令和 8 年度	県民の ZEH 住宅整備への補助事業	5	2,750
	県民の ZEH+住宅整備への補助事業	35	35,000
令和 9 年度	県民の ZEH+住宅整備への補助事業	50	50,000
令和 10 年度	県民の ZEH+住宅整備への補助事業	60	60,000
合計	県民の ZEH 住宅整備への補助事業	25	13,750
	県民の ZEH+住宅整備への補助事業	175	175,000

＜国の交付率等より低い交付率等で実施する場合、協調補助を実施する場合＞

事業番号	事業概要	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2で計算された交付限度額 (千円)	地方公共団体から間接事業者への補助額	
			交付限度額 (千円)	協調補助額 (千円)
	業務用高効率空調設備補助 (交付率: 1/2→1/3)	229,950	153,300	0
		事業量 (数量)		
		219 件	219 件	
	業務用高効率換気設備補助 (交付率: 1/2→1/3)	5,400	3,600	0
		事業量 (数量)		
		4 件	4 件	
	業務用高効率給湯設備補助 (交付率: 1/2→1/3)	5,400	3,600	0
		事業量 (数量)		
		4 件	4 件	
	業務用コージェネレーションシステム補助 (交付率: 1/2→1/3)	2,600	1,733	0
		事業量 (数量)		
		4 件	4 件	
	業務用高効率照明機器補助 (交付率: 1/2→1/3)	174,300	116,200	0
		事業量 (数量)		
		166 件	166 件	

(2) 事業実施における創意工夫

- ・ 県では、「しまねストップ温暖化宣言事業者登録制度」を設け、事業者の主体的な取組や連携による取組の推進を目的とした事業者部会（事務局：島根県中小企業団体中央会）を置き、県内中小企業等の温暖化対策の取組を支援している（R5. 3. 31 時点で 3,649 事業者が登録）。
- ・ 「しまねストップ温暖化宣言事業者」は、事業者部会からの支援（ECO アドバイザーによる環境経営相談や省エネ診断、社内研修、EA21 認証取得補助等）も受けながら、宣言時に設定した温暖化対策等に関する独自目標の達成に向けて取り組んでいる。
- ・ そうした「しまねストップ温暖化宣言事業者」を太陽光発電設備等及び高効率省エネ設備の補助対象とすることで、効率的な設備導入につながるとともに、その取組事例は県内中小企業のモデルケースともなる。
- ・ 個人向け補助として、森林県の強みを活かし、県産木材「しまねの木」を活用した ZEH、ZEH+（太陽光・蓄電池含む）への補助を行うとともに、その際、県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体（中小工務店が中心）が建築した住宅を対象とすることで、中小工務店を育成する。

(3) 地域課題の解決・地域特性の活用

地域課題

地域課題の概要

- ① 産業の成長につながる中小企業の競争力強化と生産性向上
- ② 「しまねの木」を活用した省エネ住宅の推進

【産業の成長につながる中小企業の競争力強化と生産性向上】

- ・ 県内の経済と雇用の中心的な担い手である中小企業の割合は 99.9% (全国平均は 99.7%) で、従業者数についても 91.3% (全国平均は 69.7%) を占めている。さらに、小規模企業の割合は 86.2% (全国平均 84.5%) で、従業者数については 33.4% (全国平均は 20.5%) となっており、全国と比べ中小企業、特に小規模企業の割合が高くなっている。
- ・ また、県内企業の労働生産性についても、県内の一企業当たりの付加価値額は、全国平均よりも約 4,500 万円低くなっていることから (従業員一人当たりの付加価値額は、全国平均値よりも約 170 万円低い)、県内中小企業においては、企業の競争力を維持、強化しながら温室効果ガス排出削減 (脱炭素) に向けて取り組むことが重要である。
- ・ しかしながら、県内の中小企業の多くが、脱炭素に取り組む上で、「何から取り組めばよいか分からない」、「施設等導入時の資金調達が難しい」、「取組を推進する人材が不足」などの課題も有しており、特に、産業部門の温室効果ガス排出量は 1,724 千 t-CO₂ で、削減率は、基準年比で▲17.3%に留まっている (全国は▲23.3%)。

【「しまねの木」を活用した省エネ住宅の推進】

- ・ 一戸建ての割合が高く、1 住宅当たりの延床面積が広い本県において、エネルギー使用量の効果的な削減を図るために、住宅そのものを省エネ住宅にすることが重要であるが、県内の新築住宅における ZEH 基準化率は 31.6% (全国平均 47.2%、全国 45 位)、ZEH 化率は 17.4% (全国平均 33%、全国 46 位) であり、省エネ住宅の普及が遅れている。要因の一つに、施主に対して省エネ住宅導入を積極的に働きかけている工務店が少ないという現状があり、省エネ住宅普及に向けた担い手である中小工務店等の育成も課題となっている。
- ・ 今後、建築物省エネ法に基づく新築時の省エネ基準への適合義務化 (2025 年度)、さらには、遅くとも 2030 年度までに省エネ基準の ZEH 水準への引き上げが予定されていることから、ZEH 住宅に留まらず、より断熱性能が高い ZEH+住宅等への取組も求められている。
- ・ また、県産木材製品の県内向け出荷量は大手住宅メーカーの県内進出等により減少しており、県産木材を積極的に使用した住宅の普及拡大が重要となっている。

地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入

- ・ 本事業を通じて、屋根置き太陽光発電設備の導入促進を図る。
- ・ また、本事業を通じて、県産木材の利用が促進され需要拡大することで、県産木材全体の生産量の増加も見込まれ、木質バイオマス発電施設で使用される燃料チップの供給量の増加も期待できる。

重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について

【産業の成長につながる中小企業の競争力強化と生産性向上】

- ・ 県では「しまねストップ温暖化宣言事業者登録制度」を設け、省エネ診断、取組共有、セミナー、EA21 補助等の支援を実施している (R5.3.31 時点で 3,649 事業者が登録)。
- ・ 今後は、上記課題の解決に向けて、本事業による高効率省エネ設備や太陽光発電設備等のハード支援に加え、県版の事業者向け脱炭素ガイドブックを作成、提供することによるソフト支援もセットで拡充する。
- ・ これらの支援により、既存のしまねストップ温暖化宣言事業者の取組を加速化させるとともに、これから温暖化対策 (脱炭素) に取り組む中小企業を、しまねストップ温暖化宣言事業者へ誘導することで、県内中小企業全体の取組を底上げし、産業・業務部門の温室効果ガス排出量の削減を図る。

【「しまねの木」を活用した省エネ住宅の推進】

- ・ 本事業を通じ、新築住宅における、「しまねの木」の利用促進と ZEH 化率の引き上げ (2030 年度に 60%) を図るとともに、省エネ住宅普及に向けた担い手である中小工務店等の技術力向上を図る。

(4) 事業実施による波及効果 (地域脱炭素の基盤づくり)

波及効果 (地域脱炭素の基盤づくり)	
波及効果①	<p>しまねストップ温暖化宣言事業者の拡大と取組の加速化 (商工団体連携、農業団体連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県では、「しまねストップ温暖化宣言事業者登録制度」を設け、事業者の主体的な取組や連携による取組の推進を目的とした事業者部会を置き、省エネ診断 (ECO アドバイザー派遣により実施。累計 309 件)、取組事例の共有、セミナーの開催、EA21 の補助等を通じ県内中小企業の温暖化対策を推進している (R5. 3. 31 時点で 3, 649 事業者が登録)。 本事業により実施する高効率省エネ設備や太陽光発電設備等のハード支援を事業者部会の事業とすることで、部会運営委員 (商工団体や農業団体) との連携推進体制を活かした補助事業を展開することが出来る。 本事業を活用した取組を共有することで、既存のしまねストップ温暖化宣言事業者が参考とするモデルケースとなることが期待できる。 また、補助対象をしまねストップ温暖化宣言事業者とすることで、登録事業者の拡大を図り、県内中小企業全体の取組の底上げが期待できる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【しまねエコライフ推進会議 事業者部会 (構成)】</p> <p>1. 部会長 島根県中小企業団体中央会 会長</p> <p>2. 運営委員</p> <p>関係団体 : (一社) 島根県経営者協会、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、(公財) しまね産業振興財団、島根県中小企業団体中央会</p> <p>事業者代表 : 中国電力(株)、(公社) 島根県トラック協会、(一社) 島根県建設業協会、(一社) 島根県旅客自動車協会、(一社) 島根県木材協会、島根県商店街 (振連)、石州瓦 (工)、島根県旅館ホテル (生衛)、島根県農業協同組合中央会、(協) 島根県鐵工会、(一社) しまね産業資源循環協会</p> </div>
波及効果②	<p>中小工務店等の連携強化による技術力向上と訴求力向上 (地元事業者育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「しまねの木」の供給から設計・施工までをグループ化して取り組んでいる団体 (に属する中小工務店) が建築した ZEH、ZEH+住宅に限定することで、県産木材の利用促進だけでなく、安定的な供給体制の構築にもつながる。 さらに、グループ化して取り組むことで木材供給事業者である県内製材工場、建築士、工務店間での関係づくり (連携強化) が図られるとともに、本事業等を通じて得られた省エネ住宅に関するノウハウをグループ内及びグループ間で共有することにより、グループに属するその他の工務店等の知識や技術力の向上が期待できる。 また、これから省エネ住宅に取り組もうとする中小工務店等を、県産木材の安定的な供給体制と省エネ住宅に関するノウハウを有するグループへ誘導することにつながる。 県内にそうした中小工務店等が増えることで、省エネ住宅の導入を自発的・積極的に施主へ働きかけることが期待できる。

波及効果③	県内市町村との連携による脱炭素ドミノの推進（市町村連携）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町村においては、脱炭素先行地域や重点対策加速化事業に選定された自治体がある一方で、人口規模が小さい自治体が多く、予算や人的なりソースに限りがある状況下で、脱炭素化に向けた取組を展開できていない自治体も多い。 ・ そうした中、県では、県内において再生可能エネルギーを導入促進するため、市町村が個人に対して行う再生可能エネルギー導入支援（住宅用太陽光発電設備（FIT）、蓄電設備、木質バイオマス熱利用設備、太陽熱等利用設備）に対し、その経費の一部を補助しており、市町村と連携した取り組みを進めている。さらに、県内市町村による再生可能エネルギー導入に必要な事業可能性調査の経費の一部を補助することを通じて、県内市町村の取組を後押ししている。（垂直連携） ・ また、既存の枠組で官民の取組の共有・連携の場であるしまねエコライフ推進会議のうち行政部会を通じて、脱炭素先行地域などの県内における先進的な取組に加え、県が実施する本事業の取組や得られるノウハウ等も共有することで、県内市町村への横展開（脱炭素ドミノ）が期待できる。（水平連携）

（5）推進体制

①地方公共団体内部の執行体制及び推進体制の構築

【推進体制】

- ・ 庁内においては、全ての部局の主管課で構成する環境管理委員会を通じ、各部局と連携し事業を推進していく。



【現在】

- ・重点対策加速化事業の取組を主体となって推進している部署：環境生活部環境政策課（人数 29 人、うち担当係員 9 人）

【採択後（予定）】

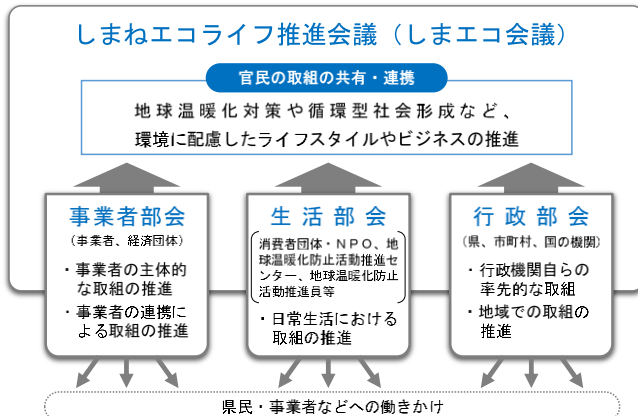
- ・本事業の取組を推進する上では、商工団体や林業団体、建築団体への働きかけが重要となるため、特に、農林水産部、商工労働部、土木部と緊密に連携し、効果的な事業実施を進める。
- ・また、間接交付については、事業者部会の事務局を務める島根県中小企業団体中央会等とも連携し、事務の執行を実施する。

②地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築

【連携体制】

- ・島根県では、2005（平成 17）年に官民による取組の共有・連携の場として「島根県地球温暖化対策協議会」を組織し、事業者部会、生活部会、行政部会を設けて、地球温暖化対策に関わる各種の取組を進めてきた。
- ・協議会を構成する団体等では、長年にわたり 3 R など循環型社会形成に関わる活動等についても積極的に取り組んでおり、温暖化対策に限らず、こうした活動も連携して実施できるよう、2021（令和 3）年度から、この 3 部会の活動を発展させた「しまねエコライフ推進会議」を設け、環境を取り巻く情報提供や官民の取組事例などの情報共有を通じて、県民や事業者へ環境に配慮したライフスタイルやビジネスの実践を促進している。

連携事業者名	しまねエコライフ推進会議（しまエコ会議）				
役割	事業者部会： 事業者の主体的な取組や連携による取組の推進 生活部会： 日常生活における県民の主体的かつ自発的な取組の推進 行政部会： 行政機関自らの率先的な取組や、地域での取組の推進				
当該事業者のこれまでの取組	・令和 5 年 3 月に「脱炭素社会の実現に向けた取組の見える化」をテーマとした情報発信イベントを開催し、県民や事業者に対し脱炭素に取り組む機運の醸成を図った。（当日の来場者数 約 2,000 名）。				
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施
合意形成状況に関する補足	—				



【情報発信イベントの様子】



3. その他			
(1) 独自の取組 ＜単独補助事業＞			
① 県産木材建築利用促進事業			
	令和5年度単独補助事業	令和6年度単独補助事業	備考
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「しまねの木」活用工務店が建築した住宅・非住宅建築物について、県産木材総使用割合に応じて段階的に支援 [助成額] 県産木材使用割合 60～70%の部分 2万円/㎡ 70～80%の部分 3万円/㎡ 80～100%の部分 5万円/㎡ [助成上限額] 新築 37.5万円/戸 増改築 20万円/戸 非住宅建築物 100万円/戸 	<ul style="list-style-type: none"> ・「しまねの木」活用工務店が建築した住宅・非住宅建築物について、県産木材総使用割合に応じて段階的に支援 [助成額] 県産木材使用割合 60～70%の部分 2万円/㎡ 70～80%の部分 3万円/㎡ 80～100%の部分 5万円/㎡ [助成上限額] 新築 37.5万円/戸 増改築 20万円/戸 非住宅建築物 100万円/戸 	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点対策加速化事業（ZEH、ZEH+補助）との併用により、「しまねの木」を活用した省エネ住宅の普及に向けて、グループ化して取り組む中小工務店等の拡大が期待できる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に比べ県産木材使用割合を5%以上引き上げる認定工務店に対して、その取組を支援 [助成額] 取組に係る経費の1/2 [助成上限額] 100万円/社 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に比べ県産木材使用割合を5%以上引き上げる認定工務店に対して、その取組を支援 [助成額] 取組に係る経費の1/2 [助成上限額] 100万円/社 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・非住宅建築物を認定建築士が設計する場合に木造設計費の掛かり増し経費に対して支援 [助成率] 木工事費の8.75% [助成上限額] 100万円/棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・非住宅建築物を認定建築士が設計する場合に木造設計費の掛かり増し経費に対して支援 [助成率] 木工事費の8.75% [助成上限額] 100万円/棟 	
予算額	74,459千円	74,459千円	令和6年2月議会終了後
実績・予定件数	○実績件数 196件	○予定件数 245件	—

② ものづくり産業脱炭素化促進事業
 ・ 県内ものづくり産業が脱炭素化に的確に対応するために実施する取組を支援
 [対象者] 製造業

	令和5年度単独補助事業	令和6年度単独補助事業	備考
取組概要	<p>A型：グリーン成長分野への進出・事業拡大に資する設備投資を支援 [助成額] 1/2 (上限1,000万円)</p> <p>B型：生産プロセス等を改善し炭素生産性の向上に資する設備投資を支援 [助成額] 1/2 (上限1,000万円) (再エネの自家消費は上限500万円)</p> <p>C型：炭素生産性の向上に資する工場内における設備の配置変更を行う費用を支援 [助成額] 1/2 (上限100万円)</p>	<p>A型：グリーン成長分野への進出・事業拡大に資する設備投資を支援 [助成額] 1/2 (上限1,000万円)</p> <p>B型：生産プロセス等を改善し炭素生産性の向上に資する設備投資を支援 [助成額] 1/2 (上限1,000万円) (再エネの自家消費は上限500万円)</p> <p>C型：炭素生産性の向上に資する工場内における設備の配置変更を行う費用を支援 [助成額] 1/2 (上限100万円)</p>	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本単独事業のB型支援により、製造業の再エネ自家消費設備の補助を実施。 ・ 重点対策加速化事業(太陽光発電設備)では、製造業を含む県内中小企業等を対象として実施予定。 ・ 製造業においては、県単独事業に加えて、重点対策加速化事業を追加(併用)することにより、産業部門(製造業)の取組の加速化を図る。
予算額	55,866千円	56,000千円	令和6年2月議会終了後
実績・予定件数	○実績件数 8件	○予定件数 8件	—

③ 再生可能エネルギー設備等導入支援事業
 ・ 住宅用太陽光発電等の設備導入費を助成した市町村に対し経費を助成

	令和5年度単独補助事業	令和6年度単独補助事業	備考
取組概要	<p>◆住宅用太陽光(FIT認定を受ける必要あり) [助成額] ・ 市町村が上乗せ助成しない場合1万円/kW (上限4万円) ・ 市町村が上乗せ助成する場合2万円/kW (上限8万円)</p> <p>◆木質バイオマス熱利用 [助成率] ・ 市町村助成額の1/2 (上限40万円)</p> <p>◆太陽熱等利用設備 [助成率] ・ 1/2以内 (上限30万円)</p> <p>◆蓄電池設備(既設太陽光への設置可) [助成額] ・ 7万円(定額)</p> <p>◆林地残材の集積 [助成額] ・ 1/2以内(上限30万円)</p>	<p>◆住宅用太陽光(FIT認定を受ける必要あり) [助成額] ・ 市町村が上乗せ助成しない場合0.7万円/kW (上限2.8万円) ・ 市町村が上乗せ助成する場合1.5万円/kW (上限6万円)</p> <p>◆木質バイオマス熱利用 [助成率] ・ 市町村助成額の1/2 (上限15万円)</p> <p>◆太陽熱等利用設備 [助成率] ・ 1/3以内 (上限20万円)</p> <p>◆蓄電池設備(既設太陽光への設置可) [助成額] ・ 5万円(定額)</p>	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において再生可能エネルギーの導入促進に向けた県内市町村との垂直連携した取組。
予算額	91,580千円	72,040千円	令和6年2月議会終了後
実績・予定件数	○実績件数 895件	○予定件数 1,077件	—

④ 再生可能エネルギー事業化支援事業

・再生可能エネルギー導入に必要な事業化に向けた可能性調査等の経費を助成

	令和5年度単独補助事業	令和6年度単独補助事業	備考
取組概要	[助成率] 1/2 以内 (上限 500 万円) [対象者] 県内市町村、法人 及びその他の団体	[助成率] 1/2 以内 (上限 500 万円) [対象者] 県内市町村、法人 及び その他の団体	継続 ・再生可能エネルギー導入に必要な事業可能性調査の経費の一部を補助することを通じて、県内市町村等の取組を後押し(垂直連携)。
予算額	10,000 千円	7,500 千円	令和6年2月議会終了後
実績・予定件数	○実績件数 2 件	○予定件数 3 件	—

⑤ 再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業

	令和5年度単独補助事業	令和6年度単独補助事業	備考
取組概要	◆地域活性化枠 ・自治会、NPO法人等が地域活性化事業に併せて取り組む再生可能エネルギー設備導入の経費を助成 [助成額] 150 万円以内 (自家消費：1/2、 上限100万円) (蓄電池：10万円加算) ◆地域貢献枠 ・民間事業者が雇用創出や地域貢献に併せて取り組む再生可能エネルギー設備導入の経費を助成 (FIT認定を受ける必要あり) [助成額] 500 万円以内	◆地域活性化枠 ・自治会、NPO法人等が地域活性化事業に併せて取り組む再生可能エネルギー設備導入の経費を助成 [助成額] 150 万円以内 (自家消費：1/2、 上限100万円) (蓄電池：10万円加算) ◆地域貢献枠 ・民間事業者が雇用創出や地域貢献に併せて取り組む再生可能エネルギー設備導入の経費を助成 (FIT認定を受ける必要あり) [助成額] 500 万円以内	継続 ・地域活性化枠は、「売電収入を地域活性化事業等に充当」を補助要件としている。 ・重点対策加速化事業では県内中小企業等の競争力強化等を目的として太陽光発電設備等の補助を実施するため、地域活性化枠を活用する場合は補助対象外とする。
予算額	10,000 千円	10,000 千円	令和6年2月議会終了後
実績・予定件数	○実績件数 0 件	○予定件数 6 件	—

⑥ 再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業

・家庭用燃料電池(エネファーム)の普及を図るため、モデル的に導入経費を助成

	令和5年度単独補助事業	令和6年度単独補助事業	備考
取組概要	[助成額] 10 万円(定額) [対象者] 県内に居住する個人 又は県内に有人の事業所を設置している 法人	[助成額] 10 万円(定額) [対象者] 県内に居住する個人 又は県内に有人の事業所を設置している 法人	継続 ・重点対策加速化事業(コージェネレーションシステム補助)との併用により導入を促進。
予算額	6,000 千円	5,000 千円	令和6年2月議会終了後
実績・予定件数	○実績件数 60 件	○予定件数 50 件	—

＜本事業との相乗効果が見込まれる県独自の事業＞

⑦しまね脱炭素アクション創出事業【本事業を契機とした新規事業】

	令和5年度事業	令和6年度事業	備考
取組概要		<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業者の脱炭素の取組への意識醸成、理解向上を図り、具体的な行動変容を促すことを目的としたガイドブック（脱炭素ガイドブック）を作成。 ・また、「快適、楽しい、美味しい」のような純粋な欲求に響く、脱炭素アクション（省エネ住宅など）の体験イベントを開催。「温暖化対策（脱炭素）＝ガンマン」ではなく、「温暖化対策＝暮らしを良くするもの」を実感してもらい脱炭素アクションのきっかけの創出を図る。 	新規 <ul style="list-style-type: none"> ・しまねストップ温暖化宣言事業者へのソフト面の支援（脱炭素ガイドブック）を拡充することで、重点対策加速化事業の取組との相乗効果が期待できる。
予算額		11,226 千円	令和6年2月議会終了後

⑧環境にやさしい企業づくり促進事業

	令和5年度事業	令和6年度事業	備考
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・しまねストップ温暖化宣言事業者の温暖化対策に向けての取組を支援。 ・省エネ診断や環境経営研修、EA21 認証取得支援等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・しまねストップ温暖化宣言事業者の温暖化対策に向けての取組を支援。 ・省エネ診断や環境経営研修、EA21 認証取得支援等を実施。 	継続 <ul style="list-style-type: none"> ・県内中小企業等の温暖化対策の取組を支援する基盤となる既存事業。 ・重点対策加速化事業を通じ、しまねストップ温暖化宣言事業者の取組の加速化と拡大とともに、当該事業による継続的な支援を実施。
予算額	9,738 千円	9,229 千円	令和6年2月議会終了後

⑨住まいの省エネ・再エネ推進事業

	令和5年度事業	令和6年度事業	備考
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の省エネルギー化をテーマとした施主や事業者向けのセミナー等を実施 ・うちエコ診断事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の省エネルギー化をテーマとした施主や事業者向けのセミナー等を実施 ・うちエコ診断事業の実施 	継続 <ul style="list-style-type: none"> ・「しまねの木」を活用した省エネ住宅の推進に取り組むグループ等を対象にセミナー等のソフト面での支援を実施することで、重点対策加速化事業の取組との相乗効果が期待できる。
予算額	1,600 千円	1,450 千円	令和6年2月議会終了後

<住宅の省エネ化の推進に向けた方策の検討>

- ・ 県では、令和5年度に産学官（大学、建築士団体、施工団体等）で構成する住宅省エネ化普及啓発WGを立ち上げ、「省エネ住宅普及における課題の確認」、「住宅省エネ化への取組促進方策の検討」、「既存住宅の省エネリフォームの推進」について検討を進めている。
- ・ 本事業の取組を検討するに当たり、当該WGのメンバーからも助言を得ながら進めてきたところである。
- ・ 事業実施においては、当該WG等の場も活用しながら、建築士団体、施工団体等と連携して取組を進めていく。

(2) 施策間連携

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・ タイトル	「地域型住宅」の供給に取り組むグループとの連携
・ 取組内容	地域型住宅グリーン化事業を通じて構築された「地域型住宅」の供給に取り組むグループとの連携により、地域課題（「しまねの木」を活用した省エネ住宅の推進）の解決を図る。
・ 関係府省庁の事業名	地域型住宅グリーン化事業
・ 事業概要	省エネ性能等に優れた木造住宅を供給するグループが行う ZEH 等の整備や安定的な木材確保に資する先導的な取組の検討等に対し支援
・ 所管府省庁名	国土交通省
・ 活用予定事業費	なし（構築されたグループの基盤を活用）
【取組概要】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域型住宅グリーン化事業を通じて構築された「地域型住宅」に取り組むグループは、資材供給、設計、施工などの連携体制により地域材（県産木材）を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅の供給に取り組んでいる。 ・ そのため、当該グループは、重点対策加速化事業により取り組む地域課題（「しまねの木」を活用した省エネ住宅の推進）の解決に向けた重要な基盤の一つである。 ・ 当該グループとの連携により、これから省エネ住宅に取り組もうとする中小工務店等を、県産木材の安定的な供給体制と省エネ住宅に関するノウハウを有す当該グループへ誘導することにつながる。 ・ 県内にそうした中小工務店等が増えることで、省エネ住宅の導入を自発的・積極的に施主へ働きかけることが期待できる。 	

(3) 財政力指数

財政力指数	
令和4年度 島根県財政力指数	0.25373

(4) 地域特例

地域特例						
沖縄県	離島地域	奄美諸島	豪雪地域	山村地域	半島地域	過疎地域

対象事業： なし